破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第９５号
長崎県佐世保市峰坂町９番９号　102号、旧住所長崎県佐世保市赤崎町854番地22
破産者　長島　光広（旧姓藤村）
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３３７５号
北海道石狩市花川北２条５丁目28番地
破産者　山口　聡子
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６７号
北海道苫小牧市春日町１丁目４番８－１号
破産者　野口　　計（旧姓根木）
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１４６７号
宮城県塩竈市玉川２丁目７番28号、開始決定時の住所宮城県塩竈市後楽町13番21号
破産者　郷家　孝芳
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２６４号
静岡県富士市松本223番地の19
破産者　佐野　一也
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１７０号
静岡県富士市今泉3264番地の１パルトネールⅡ－203号、前住所静岡県富士市蓼原179番地の９
破産者　佐野　竜也
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１０７号
愛知県大府市桃山町３丁目329番地
破産者　大槻　　求
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２４号
岐阜県加茂郡八百津町八百津4232番地１
破産者　玉木　伸秀
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９７号
愛知県小牧市新町２丁目60番地　メゾン稲葉Ａ棟202号
破産者　舩橋　詔子
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１４９号
名古屋市瑞穂区彌富通４丁目３番地　ブレインズ瑞穂７Ｃ号
破産者　髙野　浄子
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３３号
神戸市須磨区須磨浦通６丁目３番１号
破産者　新郷やす子
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８号
広島市南区宇品神田５丁目26番16―601号、開始決定時の住所広島市南区宇品海岸２丁目12番44―401号
破産者　田村　賢美
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９号
広島市南区宇品神田５丁目26番16―601号、開始決定時の住所広島市南区宇品海岸２丁目12番44―401号
破産者　田村　正子
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４９号
青森県むつ市仲町９番20号、開始決定時の住所青森県むつ市上川町８番50号
破産者　弓　　正義
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３号
青森県五所川原市金木町喜良市千苅40番地７、住民票上の住所青森県五所川原市金木町喜良市千苅40番地６
破産者　柳谷　健一
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１９５７号
仙台市青葉区錦ケ丘８丁目12番地の２　錦ケ丘タウンハウス201、開始決定時の住所仙台市青葉区錦ケ丘５丁目27番地の15
破産者　寺村　辰夫
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５８号
山形県南陽市金山286番地
破産者　安部千鶴子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部